

市 会 議 案

平成27年6月定例会（平成27年6月19日提出）

名 古 屋 市

C

C

目 次

平成27年第 88 号議案	名古屋市市税条例等の一部改正について……………	1頁
平成27年第 89 号議案	名古屋市立学校設置条例の一部改正について……………	37頁
平成27年第 90 号議案	名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について………	39頁
平成27年第 91 号議案	名古屋市文化財保護条例の一部改正について……………	51頁
平成27年第 92 号議案	名古屋市個人情報保護条例の一部改正について……………	59頁
平成27年第 93 号議案	名古屋市手数料条例の一部改正について……………	77頁
平成27年第 94 号議案	名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部改正 について……………	83頁
平成27年第 95 号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部改正について……………	89頁
平成27年第 96 号議案	契約の一部変更について……………	97頁

平成27年第88号議案

名古屋市市税条例等の一部改正について

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付等)

第3条の2 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次条第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）について準用する。

（徴収猶予の申請手続等）

第3条の3 徴収の猶予（法第15条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市税の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

- 3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市税の年度、税目、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。
- 6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

（職権による換価の猶予の手続等）

第3条の4 第3条の2の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び第3条の6において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第3条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として

地方税法施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出を求めることができる。

3 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第3条の5 第3条の2の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、第3条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、第3条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第3条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第3条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第3条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第3条の3第4項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 前項第3号に掲げる事項

4 第3条の3第6項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。

(担保の徴取)

第3条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第12条第4項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。

第19条第1項第1号中「（昭和25年政令第245号）」を削る。

附則第14条の6の見出し中「特例」を「特例等の割合」に改め、同条中第8項を第12項とし、第7項を第11項とし、第6項を第10項とし、第5項の次に次の4項を加える。

6 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合は、5分の2とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6に次の1項を加える。

13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条の2を削る。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第10号を次のように改める。

(10) 削除

第7条第1項第17号中「第10号の8」を「第10号の10」に改める。

(名古屋市債権管理条例の一部改正)

第3条 名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「徴収金に係る債権」の次に「（以下「強制徴収債権」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(徴収猶予)

第7条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づきその徴収を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の徴収の猶予については、市税の例による。

第8条中「地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権」を「強制徴収債権」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(換価の猶予)

第8条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の換価の猶予については、市税の例による。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市市税条例第12条第4項の改正規定及び同条例附則第14条の6の改正規定並びに第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例第7条第1項第17号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」とい

う。) 第3条の2、第3条の3及び第3条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第3条の4及び第3条の6(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条の5及び第3条の6(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例附則第17条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第69条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
 - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- 3 平成28年4月1日前に旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(旧法第469条第1項第1号及び第2号

に規定する売渡しを除く。) が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等 (新条例第69条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。) 又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。) 附則第52条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品 (これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式の申告書を平成28年 5 月 2 日までに、市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年 9 月 30 日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 平成29年 4 月 1 日前に新法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等 (新法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。) が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品 (これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所

在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第6項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第5項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

- 8 平成30年4月1日前に新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 9 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第8項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第5項	平成28年9月30日	平成30年10月1日

10 平成31年4月1日前に新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

11 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第10項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第5項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

(理由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正等に伴い、徴収猶予等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市市税条例（抜すい）

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付等)

第3条の2 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次条第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）について準用する。

(徴収猶予の申請手続等)

第3条の3 徴収の猶予（法第15条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当

する事実に基づき当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市税の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の

規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしよう

とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事

情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市税の年度、税目、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができ

ないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類

を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に

規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期

間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等

による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書

類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要し

ない。

6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正
若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日か
ら20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出
をしなければならない。

(職権による換価の猶予の手続等)

第3条の4 第3条の2の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶
予（以下この条及び第3条の6において「職権による換価の猶予」という。）
について準用する。この場合において、第3条の2第1項中「する金額」と
あるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施
行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控
除した残額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとす
る」と読み替えるものとする。

2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認める
ときは、滞納者に対し、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提
出を求めることができる。

3 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条
第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用す
る。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第3条の5 第3条の2の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶

予（以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第3条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、第3条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第3条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第3条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第3条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第3条の3第4項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 前項第3号に掲げる事項

4 第3条の3第6項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。

(担保の徴取)

第3条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(均等割の税率)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 法人課税信託の受託者に対する第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額^が」とあるのは、「当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、法第294条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者として法第3章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）の資本金等の額^が」とする。

(市民税の申告等)

第19条 第8条第1号の者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 第22条第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金

等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条第3項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）

(2) (略)

2
↓
5
7 } (略)

附 則

（条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合）

第14条の6 (略)

2
↓
5 } (略)

6 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合は、5分の2とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{10}{6}$
 $\frac{11}{7}$
 $\frac{12}{8}$

(略)

13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(市たばこ税の税率の特例)

第17条の2 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃

止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する

紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻た

ばこに係る市たばこ税の税率は、第69条の3の規定にかかわらず、当分の間、

1,000本につき2,495円とする。

2 名古屋市市税減免条例（抜すい）

(固定資産税の減免)

第7条 次に掲げる固定資産について、市長が必要であると認める場合においては、市税条例第33条の固定資産税の納稅義務者であり、かつ、現に所有する者（第2号及び第3号の固定資産を所有する者を除く。）であるものに対し、その者に課する固定資産税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。ただし、固定資産（第1号、第3号、第18号及び第20号の固定資産を除く。）を有料で貸し付けている場合にあっては、この限りでない。

(1)
↓
(9)

(10) 削除

児童福祉法第7条第1項の保育所に入所できない乳幼児のため直接保

育の用に供する固定資産で規則で定めるもの 当該事実に該当する事由が

発生した日から当該事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納

付額の合計額の全部

(11)
↓
(略)
(16)

(17) 法第348条第2項第10号から第10号の $\frac{10}{8}$ までに規定する固定資産その他これらに類するもので規則で定めるもの 当該事実に該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部

(18)
↓
(略)
(22)

2 (略)

3 名古屋市債権管理条例（抜すい）

（履行延期の特約）

第7条 市長等は、債権のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「強制徴収債権」という。）以外の債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1)
↓
(略)
(4)

2 (略)

(徴収猶予)

第7条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づきその徴収を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の徴収の猶予については、市税の例による。

(滞納処分)

第8条 市長等は、強制徴収債権
地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権
及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権について、第5条第1項の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令の規定に基づき滞納処分を行わなければならない。

(換価の猶予)

第8条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の換価の猶予については、市税の例による。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照（改正後
改正前）

（徵収猶予の要件等）

第15条 （略）

2 （略）

3 地方団体の長は、前2項の規定による徵収の猶予（以下この章において

「徵収の猶予」という。）をする場合には、当該徵収の猶予に係る地方団体の徵収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徵収の猶予をする金額を当該徵収の猶予をする期間内において、当該徵収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

$\frac{4}{3}$
 $\frac{3}{4}$
} (略)

5 地方団体の長は、前項の規定による徵収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徵収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徵収の猶予期間の延長に係る地方団体の徵収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徵収の猶予をする金額を当該徵収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徵収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

(徴収猶予の申請手続等)

第15条の2 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

4 第1項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書

類を除く。)については、これらの規定にかかわらず、前条第1項(第1号、
第2号又は第5号(同項第1号又は第2号に該当する事実に類する事実に係
る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定による徴収の猶予(以下この
項及び第15条の9第1項において「災害等による徴収の猶予」という。)又
は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該
災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長
を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地
方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5
↓
(略)
7

8 第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出
を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の條
例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しく
は提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書
の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当
該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、
当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

9
↓
(略)
12

(職権による換価の猶予の要件等)

第15条の5 (略)

2 第15条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。めるとときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおこの場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第3項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
(略)		
第15条第5項	ことができる	ものとする

3 (略)

(職権による換価の猶予の手続等)

第15条の5の2 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、

必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する

書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

2 地方団体の長は、前条第2項において読み替えて準用する第15条第4項の

規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要

があると認めるときは、当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、財産

目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の

提出を求めることができる。

3 (略)

(申請による換価の猶予の要件等)

(換価の猶予の取消し)

第15条の6 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められ徴収することができる。
る場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

(1) 第15条の3第1項第1号又は第2号の規定に該当する事実があるとき。

(2) 前条第1項の規定に該当しないこととなつたとき。

(3) 第13条の2第1項各号の一に該当する事実があるとき。

2 (略)

3 第15条第3項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第3項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第15条第5項	ことができる	ものとする

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第15条の6の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請

による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入すること
によりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付
又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期
間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、
担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、
これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 前条第3項において準用する第15条第4項の規定により申請による換価の
猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受
けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入す
ることができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延
長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載し
た申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条
例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならな
い。

3 第15条の2第5項から第9項まで及び第15条の2の2の規定は、申請によ
る換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

(略)

(担保の徴取)

第16条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による
第15条又は第15条の5の規定により徴収を猶予し、

換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保又は差押財産の換価を猶予する。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある団体の条例で定める場合は、この限りでない。

(1)
↓
(略)
(6)
2
↓
(略)
4

(固定資産税の非課税の範囲)

第348条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

(1)
↓
(10) の 6

(10) の 7
(10) の 7
(10) の 8
(10) の 8
(10) の 9

(10) の 9 介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から同法第

115条の46第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

(10) の 10 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項

に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が6人

以上であるものに限る。) の用に供する固定資産

(11)
↓
(43)
} (略)

3
↓
10
} (略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条 (略)

2
↓
8
9
10
} (略)

11
9
↓
17
15
} (略)

18
16 都市再生特別措置法第23条に規定する認定事業者が同法第25条に規定する

認定事業により平成27年4月1日
都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第
24号)の施行の日から平成29年3月31日までの間に新たに取得した同法
都市再生

特別措置法第29条第1項第1号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び
償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課
税標準は、第349条、第349条の2又は第702条第1項の規定にかかわらず、
当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課される
こととなつた年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家

屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の5分の3

(条例で定める割合 (当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合にあ

つては、5分の3) を乗じて得た額とする。ただし、当該家屋及び償却資産のうち同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第25条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において市町村の条例分の1) の

で定める割合 (当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合にあつて

は、2分の1) を乗じて得た額とする。

$\frac{19}{17}$
 $\frac{29}{27}$
↓
(略)

30 平成27年4月1日 平成30年3月31日
28 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成27年3月31日までの

間に締結された津波防災地域づくりに関する法律 第60条第1項又は第61条第同法

1項の規定による管理協定に係る同法第62条第2項第1号に規定する協定避難施設の用に供する家屋（以下この項において「協定避難家屋」という。）のうち同条第1項第1号に規定する協定避難用部分（以下この項において「協定避難用部分」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる協定避難用部分の区分に応じ当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参照して3分の1以上3分の2の以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(1)
(2)
↓
(略)

31 平成27年4月1日 平成30年3月31日までの
29 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成27年3月31日まで
間に締結された津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項又は第61条第
1項の規定による管理協定に係る同法第62条第2項第1号に規定する協定避
難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの（当該
管理協定を締結した日以後に取得されるものに限る。）に対して課する固定
資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該償却資産に新
たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日の属する年
の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度（当
該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度の初日の属する
年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日前に当該管理協定の有効
期間が満了する場合にあつては、当該有効期間の満了する日の属する年の1
月1日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固定資産税に限り、当該償
却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3
分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該
償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1）を乗
じて得た額とする。

32
30
31
42
40
43

（特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固
定資産税の減額）

第15条の8 （略）

2
3

4 附則第15条の6 第2項の規定は、平成27年4月1日
高齢者の居住の安定確保に関する法律等

平成29年3月
の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日から平成27年3月
31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（前条第2項又は前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第15条の6第2項中「2分の1」とあるのは、「3分の2を参照して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」と読み替えるものとする。

5 (略)

(市町村たばこ税の税率の特例)

第30条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法
第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則（抜すい）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)
↓
(5)

(6) 第2条（次号から第9号まで及び第14号から第16号までに掲げる改正規定を除く。）及び第7条並びに次条並びに附則第7条第3項及び第5項、第9条（第7項及び第9項から第11項までを除く。）、第12条、第16条第4項及び第6項、第20条、第26条並びに第29条の規定 平成28年4月1日

(7)
↳ (略)
(16)

(微収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「28年新法」という。）第15条から第15条の3まで及び第16条（28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 28年新法第15条の5から第15条の5の3まで及び第16条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 28年新法第15条の6から第15条の6の3まで及び第16条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第20条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった28年旧法附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市町村たばこ税の税率は、28年新法第468条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 平成28年4月1日前に28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新法第465条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1)
↓
(3)

} (略)

5 (略)

6 第4項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

7 } (略)
8 }

9 平成29年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年新法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第9項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
(略)		
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
(略)		

11 平成30年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの

製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第11項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
(略)		
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
	(略)	

13 平成31年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合にお

ける市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第13項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
(略)		
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
(略)		

平成27年第89号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立大高南小学校 | 名古屋市緑区大高町字阿原35番地 | 」を
「 | 名古屋市立大高南小学校 | 名古屋市緑区南大高一丁目1004番地 | 」に
改める。

附 則

この条例は、名古屋市大高南特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある

による。

()

(

平成27年第90号議案

名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について

名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「センター（名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センター（以下「中村生涯学習センター等」という。）を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）」を「名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター（以下「中川生涯学習センター等」という。）」に改め、同条第3項中「千種生涯学習センター等」を「中川生涯学習センター等」に改める。

第6条の2第1項中「中村生涯学習センター等の使用の」を「センター（中川生涯学習センター等を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）の使用の」に、「中村生涯学習センター等の使用者」を「千種生涯学習センター等の使用者」に、「中村生涯学習センター等の管理」を「千種生涯学習センタ

一等の管理」に改め、同条第2項中「中村生涯学習センター等」を「千種生涯学習センター等」に改める。

第11条中「千種生涯学習センター等」を「中川生涯学習センター等」に改める。

第12条から第15条までの規定中「中村生涯学習センター等」を「千種生涯学習センター等」に改める。

別表第1名吉屋市千種生涯学習センターの項を削り、同表前各項以外の生涯学習センター（中村生涯学習センター等及び分館を除く。）の項中「前各項以外の生涯学習センター（中村生涯学習センター等及び」を「前項以外の中川生涯学習センター等（」に、

「

美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
和洋裁室（名古屋市守山生涯学習センターに限る。）	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

を

」

「

美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

同表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2中

「

名 称	使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額					
		午 前	午 后	午前午后	夜 间	午后夜间	1 日
		午前 9 時 から午後 0 時30分 まで	午後 1 時 から午後 4 時30分 まで	午前 9 時 から午後 4 時30分 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで

」

を

名 称	使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額						
		午 前	午 后	午前午后	夜 間	午后夜間	1 日	
午前9時 から午後 0時30分 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	午後5時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
名古屋市千種生涯学習センター	体育室 貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	5,400円 (2,400円)	5,400円 (2,400円)	10,800円 (4,800円)	7,200円 (3,000円)	12,600円 (5,400円)	18,000円 (7,800円)
		その他の場合	13,500円 (5,800円)	13,500円 (5,800円)	27,000円 (11,600円)	18,000円 (7,800円)	31,500円 (13,600円)	45,000円 (19,400円)
	貸し切りできない場合	バスケットボール(コート1面につき)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		バレーボール(コート1面につき)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	貸し切りできない場合	バドミントン(コート1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球(コート1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
	貸し切りできない場合	その他スポーツ(250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		集会室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	

に改め、同表名古屋市熱田生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センタ

一の項中「名古屋市熱田生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センター」を「前2項以外の千種生涯学習センター等」に、

「

美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	を
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

」

「

美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
和洋裁室（名古屋市守山生涯学習センターに限る。）	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

に改め、

」

同表備考中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 () 内の額は、名古屋市千種生涯学習センターの体育室の半面を貸し切る場合に適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市千種生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせる等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改 正 案)
(改正案前)

名古屋市生涯学習センター条例（抜すい）

(使用料)

第4条 名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センター（以下「中村生涯学習センター等」）の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 (略)

3 中川生涯学習センター等（分館を除く。）の駐車場を使用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第6条の2 センター（中川生涯学習センター等を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）の使用の許可を受けた者（以下「千種生涯学習センター等」と「中村生涯学習センター等」の使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第12条の規定により千種生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 千種生涯学習センター等の使用者は、利用料金を指定管理者が委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 } (略)
4 }

(職員)

第11条 中川生涯学習センター等に、館長その他必要な職員を置く。
千種生涯学習センター等

(指定管理者)

第12条 千種生涯学習センター等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
中村生涯学習センター等
第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 委員会は、千種生涯学習センター等の指定管理者の指定をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

- 2 千種生涯学習センター等の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、千種生涯学習センター等の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) (略)

- 4 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、千種生涯学習センター等の休館日及び開館時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

- 2 前項の千種生涯学習センター等の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

3 } (略)
4 }

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

- (2) 千種生涯学習センター等の施設の使用の許可に関すること。
 中村生涯学習センター等
- (3) 千種生涯学習センター等の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) (略)

別表第1

名 称	使 用 区 分	使 用 料 の 額					
		午 前	午 后	午前午后	夜 间	午后夜间	1 日
		午前9時 から午後 0時30分 まで	午后1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	午后5時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
名古屋	体 貸 スポーツ						
市千種	育 し 又はレク						
生涯学	室 切 リエーシ	5,400円	5,400円	10,800円	7,200円	12,600円	18,000円
習セン	り ェンに使	(2,400円)	(2,400円)	(4,800円)	(3,000円)	(5,400円)	(7,800円)
ター	の 用する場						
	合						
	その他の	13,500円	13,500円	27,000円	18,000円	31,500円	45,000円
	場合	(5,800円)	(5,800円)	(11,600円)	(7,800円)	(13,600円)	(19,400円)
	貸 バスケッ						
	し トボール						
	切 (コート1)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	り 面につき)						
	で バレーボ						
	な ール(コー						
	い ト1面につ	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	一 (き)						

		バドミン					
		トン(コート1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円
		卓球(コート1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円
		その他スポート(250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円
	集会室(1室につき)		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円
	和室(1室につき)		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円
	視聴覚室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円
	料理室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円
	美術室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円

(略)

前項 前各項 以外の 中川生 生涯学 習セン ターセ ンタ一等	体 育 室	貸 し 切 り の 場 合	ス ポ ーツ 又はレ ク リエー シ ヨンに使 用する場 合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の 場合		5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円

(中村生涯学習センター等及び分館を除く。)	貸し切りでない場合	バドミントン(コート1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球(コート1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ(250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
集会室(1室につき)		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
和室(1室につき)		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
視聴覚室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
料理室(名古屋市南生涯学習センターを除く。)		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
美術室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
和洋裁室(名古屋市守山生涯学習センターに限る。)		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	

備考

1 (略)

2 () 内の額は、名古屋市千種生涯学習センターの体育室の半面を貸し切る場合に適用する。

$\frac{2}{3}$
 $\frac{3}{3}$
 $\frac{3}{4}$

別表第2

名 称	使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額					
		午 前	午 后	午前午后	夜 间	午后夜间	1 日
		午前 9 時 から午後 0 時30分 まで	午後 1 時 から午後 4 時30分 まで	午前 9 時 から午後 4 時30分 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで

名古屋市千種生涯学習センター	体育室の場合	スポーツ 又はレク					
		リエーシ ョンに使	5,400円 (2,400円)	5,400円 (2,400円)	10,800円 (4,800円)	7,200円 (3,000円)	12,600円 (5,400円)
		用する場					18,000円 (7,800円)
		合					
		その他の 場合	13,500円 (5,800円)	13,500円 (5,800円)	27,000円 (11,600円)	18,000円 (7,800円)	31,500円 (13,600円)
							45,000円 (19,400円)
		貸 し 切 り で な い 場 合	バスケッ トボール (コート 1面につ き)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円 5,400円
							7,800円
		バレーボ ール (コ ート 1面 につき)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円 5,400円	7,800円
		バドミン トン (コ ート 1面 につき)	900円	900円	1,800円	1,200円 2,100円	3,000円
		卓球 (コ ート 1面 につき)	350円	350円	700円	400円 750円	1,100円

		<u>その他ス</u>							
		<u>ポーツ</u>							
		(250 平	900円	900円	1, 800円	1, 200円	2, 100円	3, 000円	
		方メート							
		ル以内に							
		つき)							
		<u>集会室 (1室につ</u>							
		<u>き)</u>	1, 200円	1, 200円	2, 400円	1, 500円	2, 700円	3, 900円	
		<u>和室 (1室につき)</u>	1, 200円	1, 200円	2, 400円	1, 500円	2, 700円	3, 900円	
		<u>視聴覚室</u>	2, 400円	2, 400円	4, 800円	3, 000円	5, 400円	7, 800円	
		<u>料理室</u>	2, 400円	2, 400円	4, 800円	3, 000円	5, 400円	7, 800円	
		<u>美術室</u>	2, 400円	2, 400円	4, 800円	3, 000円	5, 400円	7, 800円	
		(略)							
前2項 名古屋 以外の 市熱田 千種生 生涯学 生涯学習 習セン センタ ー及 一等 び名古 屋市名 東生涯 学习セ ンター	体 育 室	貸 し 切 り の 場 合	スポーツ 又はレク リエーシ ョンに使 用する場 合	2, 400円	2, 400円	4, 800円	3, 000円	5, 400円	7, 800円
			その他の 場合	5, 800円	5, 800円	11, 600円	7, 800円	13, 600円	19, 400円
		貸 し 切 り で な い 場 合	バドミン トン (コ ート1面 につき)	900円	900円	1, 800円	1, 200円	2, 100円	3, 000円
			卓球 (コ ート1面 につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1, 100円
			その他ス ポーツ (250 平 方メート ル以内に つき)	900円	900円	1, 800円	1, 200円	2, 100円	3, 000円
		<u>集会室 (1室につ</u>							
		<u>き)</u>	1, 200円	1, 200円	2, 400円	1, 500円	2, 700円	3, 900円	

和室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
和洋裁室（名古屋市守山生涯学習センターに限る。）						
	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

備考

1 () 内の額は、名古屋市千種生涯学習センターの体育室の半面を貸し切る場合に適用する。

$\frac{2}{1}$
 $\frac{3}{2}$

（略）

平成27年第91号議案

名古屋市文化財保護条例の一部改正について

名古屋市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市文化財保護条例の一部を改正する条例

名古屋市文化財保護条例（昭和47年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例

第1条の次に次の3条を加える。

（市の責務）

第1条の2 市は、文化財が市の歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上及び発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

（市民、所有者等の責務）

第1条の3 市民は、市がこの条例の目的を達成するために講ずる措置に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であること自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、これを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第1条の4 教育委員会は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）」を削る。

第12条の次に次の4条を加える。

(罰則)

第13条 名古屋市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第14条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第15条 第5条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の次に4条を加える

改正規定は、平成27年11月1日から施行する。

(名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部改正)

2 名古屋市風致地区内建築等規制条例（昭和45年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「勾配」を「^{こう}勾配」に改め、同項第19号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同項第20号中「名古屋市文化財保護条例」を「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改める。

(名古屋市屋外広告物条例の一部改正)

3 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「名古屋市文化財保護条例」を「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改める。

(理由)

この案を提出したのは、文化財の活用をより推進する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例 (抜すい)
名古屋市文化財保護条例

(市の責務)

第1条の2 市は、文化財が市の歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上及び発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

(市民、所有者等の責務)

第1条の3 市民は、市がこの条例の目的を達成するために講ずる措置に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であること
を自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、これを公開する等
その文化的活用に努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第1条の4 教育委員会は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

(勧告等)

第8条 教育委員会は、次
次の各号に掲げる事項に関して所有者若しくは管理責
任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は技術上の指示をす
ることができる。

(1) (略)

(2) 市指定文化財 (市指定史跡名勝天然記念物を除く。)の公開その他の活
用

(罰則)

第13条 名古屋市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万
円以下の罰金又は科料に処する。

第14条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及
ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、
5万円以下の罰金又は科料に処する。

第15条 第5条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその
許可の条件に従わないで、有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除
く。）の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教
育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わ
なかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が
その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前3条の違反行為をしたとき
は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科

する。

2 名古屋市風致地区内建築等規制条例（抜すい）

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は次の各号

第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）による高速自動車国道若しくは自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2)
 (略)
(18)

(19) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指

定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要第56条の10

有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109第57条

条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(20) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定により指定された愛知県指定有形文化財、同条例第24条第1項の規定により指定された愛知県指定有形民俗文化財又は同条例第29条第1項の規定

により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び名古屋市文化財の保存名古屋市文化財保護条

及び活用に関する条例 (昭和47年名古屋市条例第4号) 第2条第1項の規定

により指定された名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(21) }
(22) } (略)

2 (略)

3 名古屋市屋外広告物条例 (抜すい)

(禁止)

第6条 次に掲げる地域又は場所には広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) }
} (略)
(3) }

(4) 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例 (昭和47年名古屋市条例第4号) 名古屋市文化財保護条例 第2条第1項の規定により指定された建造物若しくは同項に規定する市指定史跡名勝天然記念物で市長が指定するもの又はこれらの周囲で市長が指定する地域

(5) }
} (略)
(10) }

2 }
} (略)
5 }

()

()

名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

第8条に次の1項を加える。

3 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的

を明示しなければならない。

- (1) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急に必要があると認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第11条第1項中「に、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第11条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を実施機関内で利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関内で利用することによって、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第1項中「へ個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

第15条第1項第1号中「第3条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第18条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下これらを「代理人」という。）」を加える。

第19条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第20条第1項第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「当該法定代理人」を「当該代理人」に改め、同項第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「当該法定代理人」を「当該代理人」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第29条第2項第2号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第30条第1項中「当該保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第41条第1項第1号中「又は第11条」を「、第11条若しくは第11条の2」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第11条」の次に「又は第11条の3」を加える。

第2条　名古屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 情報提供等記録　番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第2項本文中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条第1項及び第39条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第40条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第41条第1項中「保有個人情報（）の次に「情報提供等記録を除き、」を

加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条中第15条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
改正案前)

1 名古屋市個人情報保護条例 (抜すい (第1条に係る部分に限る。))

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(2)
↓
(略)
(6)

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2

条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

(取得の制限)

第8条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」
という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、
次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しな
ければならない。

(1) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急に必要が

あると認められるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、人の生命、身体、健康、生活又

は財産を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、本市の機関、国、独立行政法人

等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の公正又

は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)
↓
(略)
(9)

2 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために、

特定個人情報を実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護の

ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得る

ことが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のため

に、特定個人情報を実施機関内で利用することができる。ただし、特定個人

情報を個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関内で利用

することによって、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ

るときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、

特定個人情報を提供してはならない。

(提供先への措置の要求)

(特定個人情報を除く。)

第12条 実施機関は、実施機関以外のものへ個人情報

を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 (略)

(電子計算機の結合の禁止)

第15条 実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）は、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、

実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めたときは、この限りでない。

(1) 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための保護対策

(2) (略)

2 (略)

(開示請求権)

第18条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)

(以下これらを「代理人」という。)は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の方法)

第19条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示の義務)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人及び当該法定代理人をいう。第

3号及び第4号並びに第28条第2項において同じ。)の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人により開示請求がなされた情報

であって、当該法定代理人に開示することが本人當該未成年者又は成年被後見

人の利益に反すると認められるもの

(3)
↓
(略)
(9)

2 (略)

(開示の実施)

第29条 (略)

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) (略)

(2) 保有個人情報が電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているとき 閲覧、視聴又は写しの交付に準ずる方法として、その種別、情報化の進展状況等を勘案し規則で定める方法

3
4
↓
(略)

(法令等による開示の実施との調整)

第30条 実施機関は、法令又は他の条例(名古屋市情報公開条例を除く。以下同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、

（保有特定個人情報を除く。）
同項各号の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(消去・利用停止請求権)

第41条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定等を受けたもの（第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを除く。）又は第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けたものに限る。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
ただし、当該保有個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「消去・利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条若しくは第9条の規定に違反して取得されたものであるとき、
若しくは第11条の2
又は第11条
、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

当該保有個人情報の

消去又は利用の停止

- (2) 第11条の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

2 } (略)
3 }

2 名古屋市個人情報保護条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)
↓
(略)
(8)

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（特定個人情報の利用の制限）

第11条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のため
（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）
に、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を実施機関内で利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関内で利用することによって、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（事案の移送）

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 } (略)
3 }

(事案の移送)

第39条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報 (情報提供等記録を除く。)

が第27条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 } (略)
3 }

(保有個人情報の提供先への通知)

第40条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合

において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先 (情報提
供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会

者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定に

より記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）)) に対し、

遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(消去・利用停止請求権)

第41条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (情報提供等記録を除き、開
示決定等を受けたもの（第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請
求に係る保有個人情報を保有していないときを除く。）又は第31条、法令若
しくは他の条例の規定により開示を受けたものに限る。） が次の各号のいず
れかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を
請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去、利用の停止又は
提供の停止（以下「消去・利用停止」という。）に関して法令又は他の条例
の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)
(2) } (略)

2
3 } (略)

(

(

(参考 2)

参 照 条 文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）抜すい

(定義)

第2条 (略)

2
5
7 } (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10
15 } (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (2) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。

- (3) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (4) 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (8) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第5項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第1項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面（所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(11) 第52条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

(12) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第53条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

(13) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(14) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第20条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（

他人の個人番号を含むものに限る。) を収集し、又は保管してはならない。

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- (1) 第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるととき。
- (2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるととき。
- (3) 第30条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるととき。
- (4) 第30条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるととき。

3 (略)

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第28条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報

保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)
↓
(4)

(5) 第19条第7号、第21条から第23条まで並びに第30条第1項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第2項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第4項まで並びに別表第2の規定 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日

平成27年第93号議案

名古屋市手数料条例の一部改正について

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第26号を第27号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 通知カードの再交付 500円

第4条第1項中「、奥書」を「又は奥書」に、「第2条の各号」を「第2条第1項各号」に改め、「住基カードの交付等」の次に「又は通知カードの再交付」を加える。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「もの」を「者」に、「又は住基カードの交付等」を「、住基カードの交付等又は通知カードの再交付」に改める。

第7条中「第2条第1項第23号及び第24号」を「第2条第1項第24号及び第25号」に改める。

第2条 名古屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 個人番号カードの再交付 800円

第4条第1項中「住基カードの交付等又は通知カード」を「通知カード又は個人番号カード」に改める。

第5条第4号中「、住基カードの交付等又は通知カード」を「又は通知カード若しくは個人番号カード」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード又は個人番号カードの再交付に係る手数料に関し、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改 正 案)
改正案前

1 名古屋市手数料条例（抜すい（第1条に係る部分に限る。））

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)
↓
(14) } (略)

(15) 通知カードの再交付 500円

(16)
(15)
↓
(27)
(26) } (略)

2 (略)

（取扱件数）

第4条 証明 又は 奥書については土地は1筆、建物は1個、その他は第2条の
1項 各号に該当するごとに、閲覧については住民基本台帳は10人、他の公簿は1冊（簿冊によらないものは、これに相当する枚数のカード）、公文書は1事件、図面は1枚ごとに、納税証明については1年度ごとに、住基カードの交付等 又は通知カードの再交付 については1枚ごとに1件とする。

2 (略)

（手数料を徴収しない事務）

第5条 次の各号のいずれかに一に該当する事務については、手数料は徴収しない。

(1)
↓
(略)
(3)

(4) 公費の救助を受ける者から請求する証明、閲覧、住基カードの交付等
又は通知カードの再交付
等
(公簿等の範囲)

第7条 第2条第1項第24号及び第25号の公簿、公文書及び図面は、公衆の閲覧に供して支障のないものでなければならない。

2 名古屋市手数料条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)
↓
(略)
(13)

(14) 住民基本台帳カードの交付又は再交付（以下「住基カードの交付等」

という。） 500円

(14)
(15)

(15) 個人番号カードの再交付 800円

(16)
↓
(略)
(27)

2 (略)

(取扱件数)

第4条 証明又は奥書については土地は1筆、建物は1個、その他は第2条第1項各号に該当するごとに、閲覧については住民基本台帳は10人、その他の公簿は1冊（簿冊によらないものは、これに相当する枚数のカード）、公文書は1事件、図面は1枚ごとに、納税証明については1年度ごとに、通知力
住基力
ード又は個人番号カード
ードの交付等又は通知カードの再交付については1枚ごとに1件とする。

2 (略)

(手数料を徴収しない事務)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事務については、手数料は徴収しない。

(1)
(2)
(3)

(4) 公費の救助を受ける者から請求する証明、閲覧又は通知カード若しくは
、住基カードの交付等又
個人番号カード
は通知カードの再交付

()

()

平成27年第94号議案

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部改正について

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部を改正する条例

(名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部改正)

第1条 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（平成7年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第3条の2中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(名古屋市特別工業地区建築条例の一部改正)

第2条 名古屋市特別工業地区建築条例（昭和47年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第3条の2中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第

137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(名古屋市文教地区建築条例の一部改正)

第3条 名古屋市文教地区建築条例（昭和43年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第3条の2中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(名古屋市研究開発地区建築条例の一部改正)

第4条 名古屋市研究開発地区建築条例（平成7年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第3条の2中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例の一部改正)

第5条 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（平成20年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第4条中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（抜すい）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は適用しない。

(1)
↓
(略)
(3)

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2 (略)

（類似の用途の指定）

第3条の2 令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第3項の規定により指定する類似の用途は、第2条第1項の規定の準用に関しては、令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものとする。

2 名古屋市特別工業地区建築条例（抜すい）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、

前条第1項又は第2項の規定は適用しない。

(1)
↓
(略)
(3)

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2 (略)

(類似の用途の指定)

第3条の2 令^{第137条の19}_{第137条の18}第3項の規定により指定する類似の用途は、第2

条第1項又は第2項の規定の準用に関しては、令^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものとする。

3 名古屋市文教地区建築条例（抜すい）

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は適用しない。

(1)
(2)

(3) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものを除く。この場合において、同項中「合計の1.2倍」とあるのは、「合計」とする。）を伴わないこと。

2 (略)

(類似の用途の指定)

第3条の2 令^{第137条の19}_{第137条の18}第3項の規定により指定する類似の用途は、第2

条第1項の規定の準用に関しては、令^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものとする。この場合において、同項中「合計の1、2倍」とあるのは、「合計」とする。

4 名古屋市研究開発地区建築条例（抜すい）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は適用しない。

(1)
↓
(3)

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2 （略）

（類似の用途の指定）

第3条の2 令^{第137条の19}_{第137条の18}第3項の規定により指定する類似の用途は、第2

条第1項の規定の準用に関しては、令^{第137条の19}_{第137条の18}第2項に規定する範囲内のものとする。

5 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（抜すい）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は適用しない。

(1)
↓ } (略)
(3)

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2 (略)

（類似の用途の指定）

第4条 令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第3項の規定により指定する類似の用途は、第2条第1項の規定の準用に関しては、令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものとする。

平成27年第95号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に
改める。

第13条の2中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第
137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

別表第1に次のように加える。

港明スマートタウン地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画港明スマートタウン地区計画の区域のうち、地区整 備計画が定められている区域
-------------------	--

別表第2に次のように加える。

港明スマートタウン地区整備計画区域	商業用途の制限	1 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超える
-------------------	---------	--------------------------

一トタウン地区 ン地区整 備計画区 域	もの
	2 倉庫業を営む倉庫
	3 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所
	4 法別表第2(ち)項に掲げるもの
	5 風営法第2条第1項第1号から第7号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
建蔽率の最 高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
敷地面積の 最低限度	500平方メートル
壁面の位置 の制限	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 2 道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものであること。
高さの最高 限度	31メートル
緑化率の最 低限度	10分の2。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1.5とする。
住宅地区	<p>用途の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 2 法別表第2(ほ)項に掲げるもの 3 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同

	条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
建蔽率の最高限度	10分の5。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の6とする。
敷地面積の最低限度	500平方メートル
壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 2 道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものであること。
高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1種住居地域内にある建築物とみなして、法第56条の規定に適合する数値 2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 3 31メートル
緑化率の最低限度	10分の2
スポーツ・レクリエーションの用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車教習所 2 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫

ショ ン地 区 (A)	5 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 6 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場 7 法別表第2(ぬ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 8 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
敷地面積の 最低限度	500平方メートル
壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 2 道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものであること。
高さの最高 限度	31メートル
緑化率の最 低限度	10分の2
複合 業務 地区	用途の制限 1 自動車教習所 2 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫

	<p>5 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>6 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場</p> <p>7 法別表第2(ぬ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>8 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>9 名古屋市研究開発地区建築条例（平成7年名古屋市条例第43号）別表第1項及び第3項に掲げるものの</p>
敷地面積の 最低限度	500平方メートル
壁面の位置 の制限	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものであること。</p>
高さの最高 限度	31メートル
緑化率の最 低限度	10分の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、港明スマートタウン地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

(抜すい)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は適用しない。

(1)
↓
(4)

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2
↓
6

(類似の用途の指定)

第13条の2 令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第3項の規定により指定する類似の用途は、第3条第1項の規定の準用に関しては、令 $\frac{\text{第137条の19}}{\text{第137条の18}}$ 第2項に規定する範囲内のものとする。

()

()

平成27年第96号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

平成27年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

工事請負契約名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
山崎川橋りょう下部工改 築工事等の請負契約 〔平成23年7月11日議決 平成23年第105号〕	契約 金額	1,826,253,000円	2,347,000,000円
	完成 予定期 日	平成28年12月31日	平成30年12月31日

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を変更する必要があるによる。

(

(